

<特別寄稿>

と介護サービスの質の確保という二律背反的な課題に取り組まねばならない点では、日本の状況と共通している。特に、2014年夏から年末までの間に要介護認定に関するモデルプロジェクト2件が並行して実施されることになっており、2015年1月に公表される認定結果に関する検証結果は、日本の介護認定基準に対する評価ともいえるものであり、注目に値するといえる。また、「家族のための地域同盟」や「多世代の家」は、市民による下からの意識改革を支援したり、多世代交流を促進したりするものである。特に、「多世代の家」が高齢者の自立・自律を支える自主的な活動を促進するとともに、高齢者やその家族が支援や介護を必要とするようになったときには、介護相談や家事関連サービスの提供・仲介に直ぐに結びくようにしている手法は、日本で地域包括ケアシステムを構築するに当たって参考になるといえる。日本でも、地域の行事やイベントを活用した「地域同盟」、公民館や図書館、文化施設やスポーツ施設など、多様な既存施設を活用した「多世代の家」は可能であると思われるからである。

このように、ドイツにおける介護保険制度改革や家族介護時間制度の導入、家族政策における世代間交流、高齢者の活用や支援・介護のネットワークづくりなどは、日本の各地域で、それぞれの特性に応じた多様な地域包括ケアシステムを構築するために、大いに参考になると思われる。地域包括ケアシステムは、高齢者医療や介護保険の制度の中だけにとどまらず、家族の介護をどう位置づけるのか、地域の特性に応じたネットワークをどう形作るのかなども考えねばならないだけでなく、サービス付き高齢者向け住宅のように、賃貸住宅契約やサービス契約に関わる消費者保護も考えねばならないものである⁴⁸⁾。利用者の権利擁護のためにも、法学者は幅広い視野を持って、社会保障法と民法の垣根を越えた議論を展開していく必要があると考えている。そうした試みを続けることこそが、法体系論に対するネットワーク論の形成にも役立つものと確信している。

⁴⁸⁾ 2013年度の神戸市コンシューマー・スクールにおいて、サービス付き高齢者向け住宅に関わる契約問題をゼミのテーマとし、日頃消費者相談の実務等に接しているスクール生と共にチェックリストを作成した(神戸市「神戸市コンシューマー・スクール(第5期生)研究報告(No. 6)」(2014年)22-23頁参照)。

本澤巳代子先生 略歴

本澤 巳代子

1953年1月3日 東京都で生れ、大阪で育つ

<学 歴>

1971年3月31日 大阪府立茨木高等学校卒業
1972年4月1日 関西大学法学部法律学科入学
1976年3月31日 同 卒 業
1976年4月1日 関西大学法学研究科博士課程前期課程入学
1978年3月31日 同 修 了 (法学修士)
1978年4月1日 関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程進学
1983年3月31日 同博士課程後期課程単位取得後退学
1999年3月3日 博士(法学) 関西大学

<職 歴>

1983年4月～1984年3月 日本学術振興会奨励研究員 (PD)
1984年11月～1986年9月 ドイツ・バイロイト大学社会保障研究所客員研究者
(1984年7月～1986年7月 ドイツ・フンボルト財団研究奨励費給費)
1985年4月～1987年3月 財団法人比較法研究センター研究員
1987年4月～1991年11月 大阪府立大学経済学部講師
1991年12月～1997年10月 大阪府立大学経済学部助教授
1992年4月～7月 ドイツ・ライプチヒ大学法学部客員講師 (ドイツ・フンボルト財団ドイツ統一プログラム特別研究奨励費給費)
1992年10月～1993年9月 ドイツ・マックスプランク国際・外国社会法研究所 (ミュンヘン) 客員研究者 (マックスプランク協会研究奨励費給費)
1997年11月～2001年3月 大阪府立大学経済学部教授
2001年4月～2004年3月 筑波大学社会科学系教授
2002年4月～8月 ドイツ・マックスプランク国際・外国社会法研究所 (ミュンヘン) 客員研究者 (マックスプランク協会研究奨励費給費)
2004年4月～2007年3月 筑波大学・大学院人文社会科学研究科社会科学専攻教授 (組織変更)
2007年4月～2010年3月 筑波大学社会・国際学群社会学類長兼務
2007年4月～2012年3月 筑波大学教育研究評議会委員
2008年4月～2011年9月 筑波大学・大学院人文社会科学研究科法学専攻教授

